

源内の改革プロジェクトロゴ使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「源内の改革プロジェクトロゴ」(以下「ロゴ」という。)の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ロゴ」とは、源内の改革プロジェクト事務局(以下「事務局」という。)が定めたロゴマークの基本デザイン(別紙「ロゴ使用ガイドライン」参照)をいう。

第3条 ロゴを使用しようとする者は、事務局にメールまたはファックスにて、団体等名称、氏名、電話番号、使用内容及び使用開始予定日を申請し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その限りではない。

- (1) さぬき市、国又はほかの地方公共団体が、広報及びそれに準ずる業務の目的で使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他事務局が適当と認めたとき。

(使用承認)

第4条 事務局は、前条の規定による申請があったときには、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治、思想、若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (4) プロジェクトのイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められるとき。
- (5) その他事務局が使用について不適当であると認めたとき。

2 事務局は、前項の規定によりロゴの使用を承認したときには、メールまたはファックスにて通知するものとする。

(使用の不承認)

第5条 事務局は、前条第1項各号のいずれかに該当し、使用を承認することが不適切と認めたときには、メールまたはファックスにて申請者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 ロゴの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 ロゴの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、事務局の指示する条件に従うこと。
- (2) 指定された色、形状、形式等に従って正しく使用すること。
- (3) これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 承認に係る物品等の完成品を速やかに事務局に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。

（承認内容の変更申請）

第8条 使用者は、承認された内容を変更しようとするときは、メールまたはファックスによりあらかじめ事務局に申請しなければならない。

2 事務局は、前項の申請について、変更することが適当と認めたときには、メールまたはファックスにて申請者に通知するものとする。

（使用承認の取り消し）

第9条 事務局は、使用者がこの要綱及び承認された内容に違反していると認めたときは、当該承認を取り消すことができる。

2 事務局は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対してメールにより通知するものとする。

3 事務局は承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を負わない。

（ロゴに関する権利）

第10条 ロゴに関する一切の権利は、事務局に属する。

（損害賠償）

第11条 使用者は、その使用により事務局に損害を生じさせたときには、その損害額を賠償しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年9月20日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の源内の改革プロジェクトロゴ使用要綱の規定によりなされた決定、手続きその他の行為は、この要綱による改正後の源内の改革プロジェクトロゴ使用要綱の相当規定によりなされたものとみなす。